

予算決算総務産業小委員会審査報告

平成 29 年 9 月 15 日

予算決算常任委員会委員長 荒川 詔夫 様

総務産業小委員長 小林 佳子

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

記

事件の番号	付 記 内 容
議案第 57 号	平成 28 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 議会費、総務費、 <u>労働費</u> (シルバー人材センター運営事業を除く)、 農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費、 予備費及び他の小委員会に属さない歳入

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に、主な質疑、意見について報告します。
(赤字のみ報告)

■ 議会【議会費】

質疑なし

■ 総務課

【財政関係】

質疑なし

【総務費】

質疑①：法律相談・行政相談事業について、相談者は解決に至っているのか。

回答①：法律相談については、一人20分で行っており、その場での解決に至っているかは相談内容による。その場で解決に至らない場合は、個々に弁護士に相談していただくようになる。また、行政相談については、国や特殊法人等の施策に対するもので、行政相談委員が国等に相談内容を伝えて解決してもらおうようになっている。

質疑②：一人20分でということだが、時間を延ばすことはできないのか。

回答②：現状は全体で2時間の枠の中で行っているため、一人20分としている。

質疑③：オレオレ詐欺やクーリングオフ等、緊急で弁護士等に相談したい場合の対応はどうか。

回答③：法テラスを紹介している。

質疑④：社会的な背景等による職員の事務量の増加に伴い、長期休暇や休職している職員がいて課題になっていると思う。メンタルヘルス等の対策を講じているとは思いますが現状も同じ状況か。どのような対策を講じているか。

回答④：労働安全衛生法によりすべての職員に年1回ストレスチェックを行うことが義務付けられている。その結果、高ストレス者と判定された者については、医師等に相談を促す等の対応をしている。なお、ストレスチェックの結果は、プライバシーに関わるため担当者のみしか確認できないようにしている。今後も良い職場環境を作れるよう努力していく。

質疑⑤：地方自治体の臨時・嘱託職員は、正規職員と同様の仕事をしている場合であっても賃金面で不利益を得ている等、全国的に臨時・嘱託職員の処遇改善が問題となっている。国の指導で処遇面の改善を行うのか。処遇改善によりモチベーションの向上に繋げるべきだ。

回答⑤：改善の方向で進める。10月に県で説明会がある。

質疑⑥：再雇用制度に取り組んでいる官公庁や民間の会社がある。町はどうか。

回答⑥：既に取り組んでいる。現在、保育士2人が制度を活用している。

質疑⑦：行政や地域に精通した人材が60歳で仕事を辞めていくことはもったいないことだと感じる。職員OBを地域の振興策に活用するということは考えられないか。今の時代、行政は対外的な交渉を行う仕事が増えている。現役職員が手の回らない部分に対し、経験豊富な職員OBの専門的な組織に任せることで、OBにとってもやりがいがあり、町にとっても良い。新しい部門を作って活用することは考えられないか。

回答⑦：再雇用制度も含め、検討する。

質疑⑧：庁舎建設委員は何人でどんなメンバーか。

回答⑧：8人である。内訳は牟礼地区4人、三水地区4人であり、半数の4人は女性。地区ごとに選出されており、区長や一般の方、識見を有する方も含まれている。

質疑⑨：新庁舎を建設した際に福祉センターはどうするのか。

回答⑨：福祉センターは取り壊す。会議室など、機能の一部を現庁舎に持っていく予定である。

質疑⑩：庁舎建設の設計業者は決まったわけではないのか。

回答⑩：現時点では決まっていない。

質疑⑪：公用車の年次更新計画はあるのか。職員が公務に私用車を使っているのか。実態はどうか。使っているとすればその対応はどうか。

回答⑪：一点目については、計画に基づき更新している。ただし、新庁舎建設に伴い、現在の分庁舎方式から庁舎が統合され1つになるため、その段階で整理を行う予定である。マイクロバスについては、小学校の統合に伴い、スクールバスが導入されるので活用等の計画も考えていく。二点目については、公用車の台数が限られており、年数回、日によっては公用車が足りなくなり、私用車を使用することがある。私用車の利用については、届け出等、規程に基づいて行っている。

質疑⑫：公共施設等総合管理計画において、施設削減の数値目標を設定していないが、課内で議論はされたのか。

回答⑫：議論した。施設総量の縮減率、つまりパーセントで設定した場合、学校等の面積が大きい施設をどうするかによって数値に大きな影響を与えてしまうなど、混乱を招く危険があった。はっきりとした数値目標は設定していないが、それに近い記載方法を選択している。

質疑⑬：森林国営保険掛金とあるがどのようなものか。

回答⑬：大字川上にある町有林のカラマツ及びスギに対しての保険であり、合わせて約26ha、26,700本、約4,140万円で加入している。

質疑⑭：新たに公用車を導入する場合、入札の際、メーカーや車種等を指定することが考えられる。公平な入札を行うにどのような方法をとっているのか。

回答⑭：軽自動車については、比較的安価のため購入とし、普通自動車や大型の自動車は、リースでの導入としている。購入・リースとも、メーカーの指定はせず、例えば4WDであるとか色であるとかは指定している。そのため、一部の業者に限定される仕様にはしていない。

質疑⑮：やぎが死んでしまったら弁償費用はどうか。

回答⑮：管理がずさんであった等、過失があれば弁償の必要は出てくる。

質疑⑯：やぎの除草計画については、拡大スケジュール等は考えているか。

回答⑯：具体的な内容については検討中である。

質疑⑰：小田切先生の町民講座でも挙げた関係人口の増加の必要性について、ふるさと納税制度は関係人口に関連しているため分析をする必要があるのではないか。例えば、ふるさと納税制度で純粹に町へ行ってみたいと思っている人に対して町の情報を発信したり、ふるさと納税寄附金がどこに使われているのかを発信することが必要ではないか。次のステップとして、関

係人口と密な関係を築けるようにすることも重要である。

回答⑰：町の情報発信については、町の公式パンフレットを返礼品に同封するよう産業観光課と連携を進めている。また、寄附金の用途はふるさとチョイス上に公表している。

質疑⑱：昨年度以前から、何度も申込をしている寄附者はいるか。町を応援したい方にあたるので関係人口にあたるのではないか。そういう方のリストを活用したらどうか。

回答⑱：昨年から引き続き寄附をいただいている寄附者はいる。リストの活用については、ふるさと納税返礼品の送付に限定して利用させてもらっているため、活用するには寄附者の了承が必要になる。

質疑⑲：新しい地域コミュニティ組織についてはどのように考えているか。

回答⑲：地域協議会のような枠組みを考えているが、企画課で各地区の取組みを奨励する施策を行っているため、今後の動向を見ながら検討していく。

【消防費】

質疑⑳：初期消火で負傷した場合に給付はあるのか。

回答⑳：ある。ただし、自分の家を自身で消火した際に負傷した場合は対象外である。あくまで協力者が対象。

質疑㉑：消防団員には公務災害補償が適用されるが、自主防災組織はどのような補償内容となるのか。

回答㉑：消防団員については階級や勤続年数に応じて補償額が設定されており、自主防災組織はその他の消防作業従事者に該当し、消防団員の一番低い階級と同額になるが、その額がその者の通常得ている収入と比して公正を欠くと認められる場合は、消防団員の最高階級の補償額を超えない範囲で増額が可能なため、基本的には変わらない。

質疑㉒：女性団員の推移は。

回答㉒：平成 24 年度に加入が始まり当初は 3 名であったが、徐々に増加している。町の職員の割合が多い。

質疑㉓：自主防災組織の貢献度についてはどうか。

回答㉓：昨年はなかったが、平成 26 年度には平出の行方不明捜索の際に自主防災組織が自発的に消防団と協力して活動を行った。また、毎年矢筒荘避難訓練では、東黒川、坂上、牟礼、四ツ屋が協定を締結しているため、自主防災組織が訓練に参加している。

質疑㉔：学校との消防団連携訓練は考えているか。

回答㉔：学校については平日訓練であり、消防団については非常時の休日訓練としているため難しい部分がある。実際の災害の場合には消防団をいかに参集できるかが課題であると考えている。

質疑㉕：北朝鮮のミサイル発射情報について Jアラートが作動したが、ミサイル発

射に対する町の避難場所は示されているのか。

回答②⑤：国では頑丈な建物等に避難するよう周知しているが、町で具体的な場所については示していない。国の基本方針を今後、町民へ情報発信する予定である。

質疑②⑥：広域消防負担金については何を根拠としているか。支出状況は。

回答②⑥：協定に基づいて支出している。基本的にはかかった費用に対して、各市町村基準財政需要額の割合で支出している。

■企画課

質疑①：集会施設整備事業の財源が全て一般財源となっている。中宿区の場合は、当初宝くじを財源とするコミュニティ助成事業となっていたと思うが、今後の集会施設建設について財源の見通しはどうなっているのか。

回答①：中宿区の時も宝くじを財源とするコミュニティ助成事業が活用できないかということで、県などをお願いした経過があるが、順番や地域などの関係で採択が難しい状況が続いている。ただ、来年度についてはコミュニティ助成事業が活用出来るよう関係機関をお願いしている。また、毛野組の財源については、一般財源となっているが、今後は合併で積み立てた地域振興基金の活用も検討したい。

質疑②：集落創生事業で、各地区で事業内容を説明していると思うが、内容が分かりづらい。分かりやすい説明資料を作成する予定はあるか。

回答②：簡単な説明用資料があるので、それを修正していきたい。

質疑③：横手区、中宿区の内容も説明いただいたが、新規事業でなければ対象にならないと思っている人もいる。対象となる事業についての説明をお願いしたい。

回答③：この事業の基本にあるのは、集落の皆さんが自分たちの集落のことを自分達のこととして考える機会にさせていただくということである。どういう事業であればお金が付くのかということよりも、地域の課題を話し合っただくところに地域担当制の職員が入ってサポートしながら進めていければと思っている。説明も丁寧にしていきたい。

質疑④：町長ホットライン事業の電話対応は止めたと思うので、報告書に記載しているのは手紙だけということだと思うが、手紙で意見や要望、提案を受け付けるということを町民に対してもっと周知した方が良いのではないか。

回答④：町長の定期的な電話対応をやめる際には、別の手段について広報等でお知らせしているが、時間も経過しているため改めて広報したい。

質疑⑤：町長へのホットラインは決められた時間ということではなく、電話や手紙で受け付けているということが良いか。

回答⑤：そのとおり。その他に住民企画提案制度について毎年広報紙に掲載してい

る。ホットライン事業とは異なるが、住民企画提案制度でもご意見やご要望等を町長に伝えていただくことはできると考える。

質疑⑥：職員地域担当制は、地域の活性化に向けて重要だと思うので推進していただきたいと思うが、地域住民に担当者が知らされていない。それについて今後の広報の方法についてどのように考えているか。

回答⑥：区長組長会で9ブロックのリーダー、サブリーダーの名簿を配布した。個別の職員名簿は配布していないが、各ブロックに10名ほどの職員が担当となっている。

質疑⑦：区・組が50あるが、それを九つに分けて窓口になる責任者がいるとのことだが、各ブロックに担当が10名いることも知らないなので、周知の方法を考えてほしい。

回答⑦：周知の方法を考える。

質疑⑧：この問題は以前から議論されているが、職員側に時間的な余裕が無いことや問題意識のレベルの違いがあって、受け入れる集落側も職員に来てもらって何をしてもらおうのか分からない。提案として、年度当初に町内をブロック分けして、区の役員などが集まったところに職員が行って自由な意見交換を年1回やってみてはどうか。そこで議論して1年間の方向性を出すようにしないといつまで経っても発展していかないと思う。

回答⑧：4月から5月にかけて町内を10地区に分けて小澤副町長と各地区を回って、主に集落創生事業や総合計画の説明をしてきた。その際に自由なご意見もいただけるような形で進めて来たが、これをご提案いただいたものに変えられるのではないかと思う。

質疑⑨：意見交換をすることによって相互理解が進み、集落創生やコミュニティの発展、小学校単位の活性化にもつながると思う。それをすることにより多様な方向性も生まれて来ると思うので、焦らずにじっくり議論から始めるべきだと思う。そこで出されたものを簡単にまとめ、他の地区にも情報提供することで、住民の意識を変え、積極的な参加を促していかなければ集落創生は進まないと思うので、そのきっかけとして取り組んでいく必要があると思う。

回答⑨：ご提案のとおりだと考える。

質疑⑩：地域磨き支援事業の支援員は、赤東地区を担当していると思うが、他の地区で支援員を採用する予定はあるのか。

回答⑩：高岡地区でも募集していたが、応募者がいなかったなので、来年度から地域おこし協力隊員を採用できればと考えている。

質疑⑪：今後、地域支援員を配置するということか。

回答⑪：各集落を支援する者を配置することが望ましいと思う。今回は小学校の統合の関係もあり、赤東地区と高岡地区で募集したが、高岡地区では応募がなかった。赤東地区のように配置できれば良いが、現状では難しいことか

ら、地域担当制を活用する中で支援できればと考えている。

質疑⑫：住民提案制度で3件採択されたと説明があったが、既に具体化されているものはあるか。

回答⑫：しなの鉄道とアイバスの乗り継ぎについては、29年度事業で進めている。また、街路樹の件については担当課に繋いでいるため、出来るところはそちらで対応する予定になっている。

質疑⑬：情報政策費の決算額に対してホームページのアクセス数が少ないように思われる。また、四季によってホームページの画像を変更することは出来ないか。

回答⑬：情報政策費はホームページとは別事業となる。ホームページに係る費用は、ホームページ運用費の60万円程。また、ホームページの改修を今年度進めており、アクセス数が増えるようにご指摘いただいた内容についても、今後検討したい。

質疑⑭：障害者や高齢者の方であっても、あるいはブラウザやOSなどの利用環境に依存せず、どんな環境でも問題なく利用できることとあるが、これについて具体的にどうするのか説明をお願いしたい。

回答⑭：総務省から一定の基準を満たすよう通達が出ている。例えば目の不自由な方の場合でも音声で内容が分かるようにするか、色のコントラストに配慮するなどの対応を今年度中に行う予定である。

質疑⑮：クラウドファンディングへはどのような人が応募しているのか。

回答⑮：町内の人も多かったと思われる。応募者は把握しているが、個人情報の問題もあるので詳しい内容までは公表されていない。

質疑⑯：集まったお金は、すべてスキー場の支援になったということでしょうか。

回答⑯：そのとおり。

質疑⑰：クラウドファンディングの今後の計画はあるか。

回答⑰：個人でも行う事が出来るので、その支援を地域おこし協力隊員が行うようになると考えている。

質疑⑱：町が主体となって寄付金を集めることが出来るのか。

回答⑱：今回も行政ではなくスキー場が行ったものだが、地域おこし協力隊員が長野県エリアのマネージャーとなっているため、スキー場の取り組みをサポートする形で行ったものである。今後の計画については、スキー場に限らずクラウドファンディングの勉強会を開催するなどして制度の周知を進め、クラウドファンディングを行う際には地域おこし協力隊員がサポートするようにしたいと考えている。

意見⑲：行政報告書の記載が町の主体的な事業のように受け取れる。来年からは記載方法を検討していただければと思うが、意見として申し上げる。

質疑⑳：町がやっている事業ではなく、地域おこし協力隊がクラウドファンディングの仕組み作りを行っているということか。

回答⑳：クラウドファンディングを運営している会社があって、そのサイトを使っている。個人でインターネットに掲載しても拡散していかないの、結果的に資金が集まらない。また、報告書にはクラウドファンディングを行ったということではなく、協力隊の活動成果として記載させていただいたということでご理解いただきたい。

質疑㉑：多額の情報政策費の事業者は町外の企業だと思うので、静かな環境で高速道路へのアクセスも悪くない小学校の跡地にそれらの企業を誘致する計画はあるか。

回答㉑：情報政策費で業務委託しているのは、(株)電算と新潟に本社のある(株)BSNアイネットの2社が主な企業となる。誘致の話をする事は出来ると思うが、実際に来てもらえるかは難しいと思われる。

質疑㉒：防災無線で健康体操を流すことは難しいようだが、情報を発信する際の採用の有無は、条例などの明確な基準で行っているのか。

回答㉒：定時放送で流す時間帯や内容については、利用者協議会規程で定めており、その規程等を総務省信越総合通信局へ申請し免許をいただき放送している。

質疑㉓：行政が行うイベントなどの事業の情報発信は、全て流すことが出来るのか。

回答㉓：基本的には全て流すことが出来ると思われる。定時放送は営利目的以外の公共的な情報を放送するために利用者協議会を作って免許を取得している。

質疑㉔：指定管理にはなっているが民間企業であるオーガニックリゾートのイベント放送は流しても良いのか。

回答㉔：指定管理になっているが、教育委員会が所管する文化協会を支援すること及び町の施設を利用してもらうということで放送している。

質疑㉕：町の施設を利用してもらうということであれば、町民会館や飯綱福祉センターで業者が販売などを行うことも放送できるようになると思う。感覚的には分かるが、客観的に捉えると基準がはっきりしていないと思う。

回答㉕：農協も農業に関係することは公共性があるということで放送しているが、農協祭などの利益が伴うようなイベントについては、昨年からは一部放送を控えていただいている。営利目的以外の公共的なものに限定している。

意見㉖：住民からすると放送の基準が分からないので、質問された際に町として答えられるようにしておく必要がある。

意見㉗：地域住民の福祉向上につながるものであれば、社会通念上許せる範囲で対応していくということで今後も進めて良いと思う。

質疑㉘：小学校の跡地利用について、はっきりした方向が決まっておらず、住民からは不安の声が寄せられている。検討の進捗状況は。

回答㉘：町として町長が利用の方向を決め、それを住民の皆さまにも説明していくというプロセスを経たいと思っている。年内には方向を示し、その後住民の皆さまに説明するというスケジュールを想定し進めていきたい。

質疑㉙：ICT最先端農業実証実験事業について、気象観測機器によるデータ収集

の段階であると思うが、集めたデータとその分析結果が農家へ届くのはいつ頃になるのか。

回答②⑨：今年度中に収集したデータを公表できるようにしたいと考えている。データの分析については、不確かなものは公表できないため、十分なデータを収集した後に行いたい。

質疑③⑩：同事業の外国人モニターツアーの参加者の選考はどのような経過によるものか。

回答③⑩：日本国内に居住している情報発信力のある外国人の方を、地域おこし協力隊員とのつながりから選考した。

質疑③⑪：同事業のりんごを活用した新商品開発の事業費の内訳は何か。

回答③⑪：(株)サンクゼールへの委託料である。シードルを蒸留したブランデーを商品化するための体制整備の費用で、その内訳は、人件費、国内外における蒸留器関係の視察や購入・設置等のための手続きなどに関する費用である。

質疑③⑫：赤塩焼復活プロジェクトについて、閉校記念品として活用する以外に、将来、町に普及定着させるための構想はあるか。

回答③⑫：現在は一旦途絶えた地域の産業を復活させる文化的な側面と、赤塩焼の存在を知ってもらうという普及啓発の意味合いが強い事業であるが、最終的なゴールを産業として成立させることとする場合、現在この事業に従事している地域おこし協力隊員が赤塩焼をビジネスとして立ち上げられるか否かが重要な点であると考えます。それが実現できれば、ある意味ゴールと言えるのではないかと考えます。ただし、陶器の製作を事業として成立させること、赤塩焼を広く普及させることは非常に時間がかかることであり、今の協力隊員1人だけでは実現は困難である。現段階でイメージしているのは、隊員が作製する現代の赤塩焼を、町内の家庭や飲食店等に購入して活用していただくところから地道に進めていくことで、それを町が支援していく必要があると思っています。

意見③⑬：かつて北御牧村が陶芸家の集まる火のアートフェスティバルを開催していた。そんなイベントについても研究してほしい。

質疑③⑭：赤東区の住民の意識としては、赤塩焼がぜひ復活してほしいと願っているのか。

回答③⑭：本年度、赤東区として県の元気づくり支援金を活用して陶芸教室など赤塩焼の普及啓発に努めている。

意見③⑮：人によって熱意に差はあるが、区として赤塩焼で閉校記念品を作製することに反対の声はない。産業としていくことが理想であるが、その点は今後の課題として長い目で見ていただきたい。

質疑③⑯：住もうプロジェクト事業の移住体験用住宅について、修繕費に対して設計管理委託料が高額であるがなぜか。

回答③⑯：産業観光課所管の世界に誇る力強い産業形成事業において改修工事を実施

している。事業費は3,501,813円。

質疑⑳：移住相談者のうち、貸家希望3件と借家・購入希望7件が成立しているが、残りの相談者は他の市町村へ行ったということか。

回答㉑：そこまでの追跡調査はしていないが、移住を希望したまま保留になっている案件もある。

質疑㉒：問題は活用できる空き家が少ないこと。空き家はこれからも増えることが予想され、移住希望者も増える可能性がある。今後町が通常業務をしながら使える空き家を確保することには限界があるのではないか。業務を観光協会などに委託することはできないか。

回答㉓：空き家の確保については、栄町に開設する「情報発信・移住交流センター（仮称）」で試験的に業務を行うことを検討している。

意見㉔：不動産業の関係者と連絡を取り合い物件の情報を集めることや、木曾の事例であるが、改修が必要な物件についてその費用を町が負担し、所有者は物件を貸した賃貸料から改修費用分を町へ納め、完済した後は自由に処分できるといった施策の実施など、移住希望者の受け入れ態勢を充実させるべきである。

質疑㉕：地域おこし協力隊員がその任期を終えた後に、町内で起業して発展的に仕事をしてもらうことや、そこに移住者に関わってもらうことで、町の人口の社会増につなげられるのではないか。

回答㉖：まさにその取り組みを、しごとの創業・交流拠点整備事業で実施していく予定である。

意見㉗：人口増加策として、サンクゼールや山本食品など町内企業に社宅を設置するよう働きかけてほしい。企業の地域貢献にもつながるものである。

質疑㉘：インバウンド促進事業について、ゲストハウスの整備が実現できなかったとあるが、どのような事情があったのか。

回答㉙：駅周辺での整備を考えていたが、適当な建物がなく実現に至らなかった。今後は東高原等にもエリアを広げて検討していく予定である。

質疑㉚：整備の手法としてトレーラーハウスを活用する可能性はあるか。

回答㉛：現時点では空き店舗や空き別荘の活用を優先して検討している。今後の検討課題とさせていただきたい。

質疑㉜：国際友好交流事業について、飯綱町日中友好協会の事業について説明願いたい。また、他に外国との交流事業を実施していく考えは。

回答㉝：飯綱町日中友好協会の事業としては、行政報告書記載の事業の他に、会長が農業指導のために訪中しているが、その際に牟礼西小学校と中国遼寧省の小学校とで絵画や書の作品の交流を行っている。また、昨年度より町に農業関係の視察に訪れたいとの話もあるが、実現には至っていない。外国の方との交流については、町内に在住の外国人の方との意見交換会の開催なども検討している。また、地域おこし協力隊員が、外国の方も含めた旅

行者に町内等を案内して魅力を伝えるとともに、情報発信を行っている。

意見④⑤：任意団体の事務局を安易に町職員が務めるべきではないと議論してきた経過がある。日中友好協会の事務局を町職員が務めるということについても検討が必要ではないか。平成 28 年度に小澤副町長らがフランスへ視察に行き、その後の事業展開について視野が広がった。インバウンドに対する受け入れ態勢を整えるために、イタリアなど農家民泊やスローフードの海外の先進地を視察することも必要ではないか。

質疑④⑥：りんごの収穫時期を迎え、産業観光課では英国りんごフェアなど実施しているが、りんごのラッピング列車を活用したイベント等実施する予定はあるのか。

回答④⑥：例年イベント列車を運行しているが、本年度はラッピング列車を利用する予定である。内容についてはしなの鉄道と検討しているところである。

質疑④⑦：入札事務の最低制限価格について、町内事業者の反応・評価はどうか。

回答④⑦：最低制限価格について、建築業の皆さんからは設定を評価する声が多い。国は、最低制限価格を設けることで不当に安い価格で下請け業者に事業を実施させることのないようにするという方針のため、町でも町内業者が参加する入札については、解体工事など設定が難しいものを除き、最低制限価格を設けることとしている。

■ 税務会計課

質疑①：借入をする場合、金融機関毎に金利の見積もりを出させているのか。

回答①：借入を起こす場合は、財政係で行っている。

質疑②：基金を預金する場合の金利どうしているか。

回答②：指定金融機関のながの農協の金利が高く、歳計現金は日々使われている現金で長期に出来ないものであり、農協の 1 か月定期とし、金利は現在 0.045% である。

質疑③：行政報告書 P36 の表 4 のそれぞれの基金の金利を教えてほしい。

回答③：基金の利率は 0.165% から 0.010%。多くの基金の金利は 0.040% 又は 0.045%。債権は 4 本あり、利率が高いのは 0.24% で低いのは 0.10% である。

質疑④：農業委員会から勧告を受け重課になった土地や、農地中間管理事業のための賃借権が設定され軽課になった土地の件数はどの位か。

回答④：平成 28 年度、平成 29 年度とも 0 件である。

質疑⑤：P39 の確定申告等受付状況の中で消費税申告者数が増減している原因は何か。

回答⑤：町で受付をした消費税については、主に農業所得者であり、農業所得の多少によって消費税申告者の増減になっていると思われる。

質疑⑥：法人町民税の廃止の 3 事業所は倒産ということか。

回答⑥：倒産や閉鎖によるが、休止している事業所は含まれていない。

質疑⑦：個人所得の推移で配当・株式譲渡所得が前年に比べ大きく増えているが、その要因は何か。

回答⑦：株式譲渡所得は損失による赤字分の繰越申告される方が増えている。また、株式譲渡所得や株式配当所得については、特定口座である場合は、そこで国税と住民税は源泉されているため、申告の必要はないが、申告することにより他の所得と合算し還付を受けることができる場合があるため、申告者が増えているものと思われる。また、マイナンバーの導入の影響も考えられる。

質疑⑧：国有林の交付金が増えた理由、県分の減少分の要因は何か。

回答⑧：国有林については、算定方式の変更による増であり、県分については、用途廃止があり対象物件の減少によるものである。

質疑⑨：航空写真撮影業務委託は毎年行っているものか。

回答⑨：3年に1度実施している。

質疑⑩：業者の選定はどうなっているか。

回答⑩：システム管理と関連する業務であるため、1社随契である。

質疑⑪：委託料の額の推移はどうなっているか。

回答⑪：アナログからデジタル処理と変わったため、前回より上昇している。

質疑⑫：P45滞納整理機構への移管金額8,192,560円のうち、機構を通して町へ納められた額はいくらか。

回答⑫：393万円である。

質疑⑬：機構への負担金815千円となると、機構を通して効果が得られたということの良いか。

回答⑬：金額ベースで見ると8,192,560円のうち393万円の回収で47%である。徴収率でみると効果があったと判断できる。また、未収金の回収と執行停止の判定をしていただくことにより収入未済額が減少することも効果の表れである。

質疑⑭：行政報告書P49の表11の予告通知により4,706千円の納付があったということか。

回答⑭：機構では県知事名で通知が出ることによって納める方がいるという効果もある。機構のおかげで滞納整理のノウハウが得られる。

質疑⑮：執行停止というのはどういうことか。

回答⑮：換価できる財産がないという判断で、3年間様子をみることができ、年1回の財産調査をする。その間で収入があれば執行停止をはずし未収金の徴収が可能となる。

質疑⑯：滞納整理機構は当初5件と言われていたが、今は7件なのか。

回答⑯：県全体で1,005件、県全体の枠の中で移管できる。

■ 住民環境課

【諸収入（住宅新築資金等貸付事業）】

質疑①：住宅新築資金等貸付事業で、資金を借りた本人が行方不明、連帯保証人が死亡しており、長い間の課題であるが見通しのどうか。

回答①：弁護士にこれまでの経過と内容を詳しく説明し、時効となるのか、又は債権を回収する方法があるのかを相談し、次の方向を探りたいと考えている。

質疑②：弁護士に支払う報酬料はどの位か。

回答②：まず町で実施している弁護士による無料法律相談を活用したいと考えている。しかしながら、時間内で全てが解決すれば良いのだが、これを機に改めて相談となることが予想される。

質疑③：資金借用者の物権を差押えた場合、行方不明者の住宅は価値があるのか。

回答③：建物は既に競売による売却が済んでおり、その際連帯保証人が建物を取得し、孫等の親族が住んでいる。

意見④：現状の法的関係を整理し、権利関係者を図にした上で責任者を特定する必要がある。その上で法律の専門家である弁護士と協議すべきだ。

質疑⑤：他の自治体では同じ様な事例はないのか。

回答⑤：他の市町村でも回収が出来ず困っているところがある。

【総務費】

質疑⑤：窓口延長業務は何人で対応しているのか。

回答⑤：職員1名で対応している。

■ 産業観光課

【労働費】

質疑なし

【農林水産業費】

質疑①：農地制度実施円滑化事業について、利用権設定の面積は357.6haとあるが、中間管理機構が管理する面積とは別なのか。

回答①：357.6haは、長野県農地情報管理センターが管理する利用権設定面積であり、中間管理機構とは別である。町としては利用権設定完了後に中間管理機構へ移行し、お互いに農地を貸し借りしやすい条件を作るという流れを推進していく。

質疑②：農林産物加工所施設運営について、野村上加工所が138件の利用で708,700円の収入。りんごパーク大豆加工所が84件の利用で99,250円の収入という

事で、利用件数に対して収入に大きな開きがあるのはなぜか。施設により使用料が異なるのか。

回答②：使用料についてはどの施設においても、午前1,000円、午後1,000円、夜間1,200円で同じであるが、加工する内容により金額が変わってくる。野村上加工所は基本的にみそ加工が多く、りんごパーク大豆加工所は豆腐作りで利用するが多い。大豆の加工料は1升当たり100円で、加工する大豆の量により使用料が変わってくるのが一番の要因である。

意見③：中央保育園の所にある加工施設について、指定管理に出していると思うが行政報告書にない。ここには指定管理料等を支払ってはいないが、修繕等が必要な場合には町で負担することになっているはずである。町の施設として、記録に残しておいた方が良くから来年以降は記載するべきである。

質疑④：田園環境マスタープランとは具体的にどのようなものなのか。

回答④：この先の農地、農業施設を計画的に整備するプランであり、旧村にはそれぞれ存在したが、これを一つにまとめたものである。

質疑⑤：田園環境マスタープランの一般住民への周知は

回答⑤：特に住民への周知は考えていない。現在も県営により事業を実施しているが、今後この田園環境マスタープランが整備されていないと事業を採択してもらえないため、その為に整備するという意味合いが大きい。

質疑⑥：三水地区用水維持管理交付金について、交付金の在り方や維持管理について、高齢化等世の中の情勢に合わせて、地域と町の関わり合い方を検討していかなければならないと思うが町の考えは。

回答⑥：今後維持管理の方法については地区と十分検討していく必要がある。その中で現在は、地区の負担を少しでも軽減できるよう、頭首工の水門自動化などの事業を計画し進めている。ただ、町で全てを管理することは現実的に困難であるため、地区の皆さんがやることと町がやることの棲み分けが必要である。

意見⑦：大雨が降ると用水の役員は大変である。水門の自動化はぜひ進めてほしい。

意見⑧：合併当初は、三水地区には用水維持管理交付金が出ているが牟礼地区には出ないことが問題になったが、牟礼地区では中山間地事業をうまく活用し、草刈りや小規模な修繕を行い現在はうまく回っていると感じる。

質疑⑨：多面的機能支払交付金について、一部では出不足金を徴収しペナルティを科している地区があるが、規程的にどうなのか。

回答⑨：多面的機能支払交付金は、地区の皆さんが自ら行った維持管理活動への日当の支払が主な支出である。年度終了後には決算書や事業報告を提出してもらっているが、出不足金について事務局では把握していない。

質疑⑩：地区によって支出の内容は様々だと思うが、私の地区では区の草刈りや堰浚いに出席した方へ多面的機能支払交付金を使い、日当を支払っている。もちろん高齢のため出席できない方もいるため、出不足金はもらっていない

い。それぞれの地区で交付金をうまく活用することが必要である。

回答⑩：事務局では、今後それぞれの地区でどのように交付金を活用し事業を実施しているか発表する報告会のようなものを開催したいと考えている。これによりいい事例があれば自分の地区にも取り入れるなどして、効果的に交付金を活用してほしい。

意見⑪：良い活動を共有することは必要だと思う。報告会はぜひ実施していただきたい。

質疑⑫：有害鳥獣捕獲報奨金事業について、捕獲写真を偽造し報奨金の不正受給が問題になったが当町では大丈夫か。

回答⑫：飯綱町では写真と尻尾を提出してもらっているが、基本的に解体は三水庁舎で行っており、その際には職員が立ち会っているため、今のところ問題はない。

質疑⑬：有害鳥獣の捕獲数について、イノシシの捕獲数は204ページの有害鳥獣捕獲報奨金種類別内訳の表と、その下の鳥獣害防止総合対策交付金種類別内訳を足したものという認識で良いか。その場合205ページの捕獲実数の数字と合わないが。

回答⑬：鳥獣害防止総合対策交付金の表にある捕獲数は、有害鳥獣捕獲報奨金の表にある捕獲数の内数となっている。よって64頭中38頭が対策交付金の対象となったということである。また、この64頭にはうり坊が含まれていない。うり坊も含んだ数が205ページの捕獲実績数ということである。

意見⑭：表の内容が分かりづらいため、来年度は表に注釈をつけてもらいたい。

質疑⑮：全国的に問題になっているが、猟友会員の高齢化と減少について、飯綱町も例外ではなく10年後、20年後は深刻的になっていると思う。市町村によっては役場の若手職員に狩猟免許を取らせている自治体もあると聞く。猟銃の免許を取得する人を増やす努力が必要ではないか。

回答⑮：今現在飯綱町の猟友会員は約30名いて、その中の約半数が猟銃を使える。また、最近では事務局職員も罾の免許を取り、猟友会のメンバーとして活動をしている。今のところは存続について問題はないと認識している。

質疑⑯：資格を取得しても、猟銃の購入に非常にお金がかかる。そこを町で補助するような制度があると免許を取得する人が増えるのではないか。

回答⑯：資格の更新費用については、町で補助しているが、猟銃の購入に関する補助は今のところ考えていない。

質疑⑰：小水力発電の調査を行ったとのことだが、この調査結果はどうだったのか。実現への道筋は見たのか。

回答⑰：2年かけて調査を行った。経済面について不安が残る結果となったが、この問題は水利権を通年で取得することが出来ればクリアできるということであるため、県の河川課と協議を進めようとしている段階である。

質疑⑱：小水力発電の規模はどれくらいか。

回答⑱：21kwの発電量を見込んでいる。

質疑⑲：森林税を使った間伐作業について。計画地区が既に決まっていると思うが、地区は広げられないのか。農地でさえ荒廃化している現状がある中で山林はなおさら荒れていく。

回答⑲：飯綱町の森林整備計画の中で、財源と面積から1か所5年程度の計画で整備を進めている。個人の山林に手を入れるものであるため、地権者の同意が必要であり、それらの準備をふまえると現在の規模が適当であると考えている。しかしながら、ご質問の通り荒れた山林が増えているのも事実であるため、規模の拡大について今後検討していきたい。

質疑⑳：202ページ補助実績について、施業団地とは何か。また、平成28年度は森林税による間伐は実施しなかったということの良いか。

回答㉑：森林整備計画で定めた区域を施業団地と呼んでいる。ご質問の通り平成28年度は森林税による間伐は実施していない。

【商工費】

質疑㉒：飯綱町推奨品制度の品目はふるさと納税の返礼品の中に組み入れられているのか。

回答㉒：推奨品に認定されている物のうち、何点かの加工品がふるさと納税返礼品中に入っている。

質疑㉓：りんごオーナー制度の現況はどうなっているか。また、ワーキングホリデーの参加者の年齢と男女別の内訳はどうなっているか。

回答㉓：りんごオーナー制度は、リピーター率が高く、オーナー数は増加している。課題はりんごの市場価格が高くなってきた影響もあるのかと思うが、受入農家が新たなオーナーの受入しづらい状況になっている。申込み金額を多少上げ、受入農家を増やすなど、検討したい。オーナーと農家とは親類付き合いのような関係を築いている。ワーキングホリデー参加者5組16名の内訳は、男性10名に対して女性は6名。年齢層は40歳未満が7名、40～50歳代が7名、60歳以上が2名。参加者は比較的若い方が多い。参加者の住所地は首都圏が13名、県内が3名である。

質疑㉔：りんごオーナー制度のりんごの木は普通樹か。

回答㉔：わい化樹、最低保証40kgである。

質疑㉕：りんごオーナー制度への需要が多く供給不足のため、農家の方にPRし、受入農家を増やしてほしい。

回答㉕：PRする。

質疑㉖：りんごオーナー制度は、1本当たりいくらか。

回答㉖：現在3コースがある。温泉そばプレゼントコース23,000円、ふるさと加工品プレゼントコース23,000円、シンプルコース20,000円である。

意見㉗：都市と農村の共生のために、りんごオーナー制度をもっと充実強化しなけ

ればいけないと思う。

質疑⑳：英国りんごフェア、りんごスイーツフェアの効果は。

回答㉑：英国りんごフェアやりんごスイーツフェアの対象となった店舗宛にアンケートを実施し、来客数、売上げ等を調査しており、その結果も集計はしているが、売れた商品数や売上げ情報の回答がない場合もある。効果があったかがわかりづらい。

意見㉒：チラシはPR効果があるので続けていただきたい。

質疑㉓：りんごPR用リーフレット多言語用について、りんごPR用リーフレットはりんご業界及びりんご好きの人に向けてのものであるので、本来のインバウンド対応のチラシとは違うと思う。今後のインバウンドについて、どのような考えでいるのか。

回答㉔：りんごPR用リーフレット多言語用について、使用するのは英語版と中国語版が多い。外国の方にとってみると、日本のりんごは珍しく、それを自分の母国語で読めることについては、ありがたいと言われている。今はアップルミュージアムと観光誘致イベントだけである。今後はもう少し広域に置いて、飯綱町のりんごを紹介できるようなことを考えていきたい。全体的なインバウンドのことを考えると、飯綱町の観光資源そのものをもっと磨き上げて、本質的なものを少し良くしていかないと、ただ宣伝して外国人を呼ぼうというのは難しいと思う。

質疑㉕：りんごの里まつりについて、事業費554万円の決算に対し、広告宣伝費及び会場設営費に492万円が充てられ、9割を占めている。イベント自体に問題があるのではないか。

回答㉖：りんごの里まつりについて、行政報告書記載の広告宣伝費及び会場設営費は、町から商工会への委託料である。委託料の中で会場設営には約492万円が掛かっているが、ステージやブースの設営等である。今年度は町が直営で行うこととし、プロポーザル方式により広告イベント会社5社を指名し、請負業者1者を決定した。現在、担当と業者とで打合せを行っている。もう少し内容の充実したものにしたい。

質疑㉗：おいしい飯綱町ウェブは年何回更新しているか。フォロワー数は何人になっているか、報告はあるか。

回答㉘：おいしい人々のインタビューで年6回更新されている。また、平成29年3月31日現在、フォロワー数176人。当コンテンツからのリーチ数は500～1,500人で推移。訪問者の男女比については、男性63%、女性37%。地域は長野市、飯綱町を中心に関東、大阪方面から訪問となっている。

質疑㉙：地域おこし協力隊植田氏も、インバウンド動画をYOUTUBEにアップロードしている。町観光のPR動画やホームページを、入口が一つのほうが良いと思うがどうか。

回答㉚：インバウンド推進事業の予算は商工観光費だが、実務を企画課で行ってい

る。企画課に伝える。

質疑③③：プレミアム付き商品券発行事業について、取扱事業所が131か所あるうち、89事業所しか使われていない。上位5社で54.2%使われている。多くの事業所で使われるように工夫してはどうか。

回答③③：商品券を購入された町民は、生活用品やガソリンといったものが主体になっている。当事者が求めるものはドラッグストア、スーパー、ガソリンスタンドに偏っているのが現状である。

質疑③④：今年の4～5月に、松本空港に韓国便が月2便、2泊3日の日程で、観光目的の定期就航との報道があった。それを開拓する考えはあるか。

回答③④：日本人が外国に行く時もそうだが、外国人も出国時に既に行く目的を決めていると思う。町の観光資源で、目指して来られるものがあるかということ、今は残念だがないと思う。農家民泊とかであれば、外国人の団体も、日本の農村を知りたくて来られるという話も聞いている。そういったソフト作りをしっかりと作り上げて、それで初めて外国に発信していくという方法が必要だ、まずはソフト作りが大事だと思う。

質疑③⑤：インバウンド推進事業について、個人ではなく、グループとか団体に飯綱町へ行ってみたい、という形が出てこないと効果がないのではないか。

回答③⑤：本年8月に信越連協の事業で、台湾の方をお呼びして、それぞれの市町の観光施設を、サイクリングでめぐり、長野市戸隠のそば打ちや当町のピンゴ染め等を体験してもらい、良い所を発信してもらったところである。外国人の方に来ていただくには、単独自治体だと魅力がないので、広域で巡りながら魅力を発信して、こちらに来ていただくようなツアーが必要だ。

質疑③⑥：別荘管理委託事業の中で、管理状況等も含め、日報を議会に提出いただけないか。

回答③⑥：後日提出する。今までは、管理報告書の記載が日付と作業概要だけであった。現在は、日付、作業時間、作業場所、作業内容、作業人数、作業の進捗状況及び写真を記載させた報告書を提出させている。町からは、報告書を見るだけでなく実際の管理状況を定期的に見る形にしていく。

質疑③⑦：水源地にも外国資本が入って買い漁るとい社会情勢がある。町の条例等でそういったことを規制するような条例は整備済みか。

回答③⑦：条例は未制定である。

意見③⑧：今後そういった事案が出てくるので、検討してほしい。

質疑③⑨：議会の論議の中で、スキー場の関係では、ゴルフ場をスキー場の夏場対策としてオーガニックリゾートから離してほしいとの声も出ていたが、具体的に対策は検討しているか。

回答③⑨：オーガニックリゾートが指定管理の協定によって、管理運営をしている。今年で3年目、5年間の協定期間中にゴルフ場を離してしまうのはルール

違反になるため、それはできない。ただ、新たに天狗の館一帯の指定管理者募集のときは、どんな組み合わせにするのか、これから検討していきたい。町としてはスキー場を民営化して残すことが今最大限考えていることである。今後研究していきたい。

質疑④：オーガニックリゾートが指定管理者になっているが、町として大事なことは、それぞれの分野の採算がどうなのかを、分野ごとにきちんと把握する必要があるということだ。きちんと把握すれば、どういう組み合わせがよいかという、検討材料の基礎になると思う。二つめは、オーガニックリゾートの経営方針、考え方がどうかということだ。オーガニックリゾートの経営姿勢についても常にチェックしていくことも町としては必要で、そういうことをきちんと積み上げた上で、長期的な視点に立って研究する必要があると思う。

回答④：細かい数字を把握して研究していきたい。

【災害復旧費（農林水産施設災害復旧費）】

質疑なし

■建設水道課

【農林水産費（国土調査事業）】

質疑なし

【土木費】

質疑①：都市計画総務費について、トレーラーハウスは建築確認申請が不要だが、地域で問題化することもある。町としてガイドラインを設ける考え等はあるか。

回答①：現在のところはないが、今後、場合によっては検討が必要となることも考えられる。

【災害復旧費（公共土木災害復旧費）】

質疑なし

平成28年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおり。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。